

第3回 占冠村の宿泊税に関する協議会会議録概要

開催日時 令和6年11月29日（金） 13時30分～14時50分

開催場所 占冠村総合センター2階 視聴覚室

次第1 開会

第2回協議会に質問のあった事項について説明

次第2 議事

資料を使用し事務局から説明

◆意見

持ち帰り確認をした。システム改修において確認をしたところ、宿泊税に関する項目の追加はできるが、それが1項目しかできないという状況である。占冠村の税分と北海道の税分がシステムで分けるのが難しいということだった。

◇会長

宿泊税欄を1個追加できるけど村宿泊税、北海道宿泊税と二つに分けることができないということか。それは、例えば、お金をかければ2項目にできるということか。

◆意見

もう1点、もし二つの税が発生した場合、事業者は占冠村に両方を納めて、そこから占冠村のほうで分けるということか。例えば、占冠村税200円、道税200円を事業者は徴収して400円を占冠村に納めるという理解でよいのか。

◇事務局

おっしゃるとおり。

◇会長

村がご提案をさせていただいている道税と同じ金額であれば、道と村と二分の一ずつ分けて、道の分を納税するという形になると思うので、問題はないのではないかと。現時点で北海道も令和8年4月導入で、それを後ろ倒しすることはしないということなので、基本的には村も道と同じ定額制で合わせる。道の動向次第だが、村としては令和8年4月から徴収を開始させていただきたいと考えているということ。

■資料3-2（課税要件概要）

◆意見

納税義務者に関して。課税免除については法律で定めた教育関係とあるが、これは年齢的な免税はどうなっているか。

もう一つ、宿泊施設によって食事付き、1泊朝食、あるいは1泊2食。倶知安町では宿泊料金から1食10%を差引いている。実際の食事料金で計算するのか、それとも合算して倶知安町のように1食何パーセントとするのか。事業者として食事料金を引くということの負担。その辺はどうなっているのか。

年齢による免税と食事料金の2点。どこにも書いていない。

◇事務局

免税について。基本的な考え方としては公益性が高いということで、学校教育法に基づく云々、それから児童福祉法等に基づく云々の行事等は免税ということにしている。単純に年齢だけではない。

◆意見

例えば4歳以上は宿泊料金を取るということになれば、それに税はかかるのか。

◇事務局

おっしゃるとおりで、学校等の修学旅行や行事等であれば課税はしないが、プライベートで宿泊料金をいただくのであれば課税の対象となる。

食事料金については、アンケートのお願いの際に、食事料金を分けられない場合に宿泊料金から10%を差引いていただくようお話しをさせていただいている。

原則は分けてお願いをする。

◆意見

その周知をしておかないと、どこにも触れていないので。事業者説明会をやると出てくると思うが、どこかに一筆入れておいたほうが、課税免除のところでもいいと思うが。

◇事務局

そのあたりは事務説明会の際にお話しをさせていただく。

◆意見

本当は、税額は一つのほうがいいという思いはあるが、占冠村とすれば、みんな定額にしても北海道があるので変わらないと思い、その対応を検討していただいている。

◆意見

システムに関して。北海道宿泊税100円、占冠村宿泊税100円をそれぞれ明示する必要があるのか伺いたいと思っていた。福岡県は税額を一つにして、市へまとめて納めて、市が県税分を支払っているの、おそらく分ける必要性はないのではないかと。それにならってやれば問題はないと思う。

◇事務局

分けなくてもいい形が可能なかどうか検討を進める。

◇会長

あと１点、事務交付金について。当初標準が2.5%で、北海道が今回初めて導入するということで１%を加えて3.5%ということで、村も標準2.5%で今回初めて導入することから、事務交付金を１%上乘させていただいて3.5%にして事業者の皆さんに交付するということに変えさせていただいた。

◆意見

修学旅行の件１点お聞きしたい。引率と児童生徒は免除ということだが、これに添乗してくる旅行会社又はドライバーは、これに含めていいものかどうか。

◇事務局

免税の対象にはならない。公益的な要素の強い児童生徒等が免税対象となる。

◇会長

課税要件の概要について、この内容で進めさせていただくということでご確認をいただきたい。

～委員了承～

■ 資料 9（占冠村宿泊税条例案）

◇会長

旭川地方検察庁の協議用のため取扱いにご注意いただきたい。

■ 資料 7-2（今後の日程）

◆意見

３月に条例案が上程され、例えば議会で可決がされると、道新紙面に出ると思う。議会で可決されれば、事業者説明会をすぐにでもやった方がいいんじゃないかという気がする。前倒しして進めていただきたい。

◇事務局

おっしゃられたとおり導入の報道も間違いなくあるだろうと考えられるので、大枠である程度の説明は可能である。そういったことを念頭に進めていければと考えている。

◇会長

来年の総務大臣協議は同意か不同意ということで、内容の修正を求められるものでは

ないという理解でよいのか。

同意されるか、少しダメなので不同意なのか。どちらかという理解でよいのか。ここが不備なので修正が必要ということがあるのか。

◇事務局

そういったところの調整は事前の協議の中で進めていきたいので、同意に向けて粛々と事務を進めていきたい。

◇会長

手続き関係の様式など6月の段階で税条例の施行規則を制定して、その中で定めるといことにしているの、本来これをもって説明会をやると考えていたと思うが、一番負担のかかる宿泊事業者の方に、初動を早くするという事で対応を検討していただきたい。

◆意見

令和8年4月スタートというのがほぼ決定という認識で、システム改修含めて、動き出してしまった方がいいかどうか。令和8年4月となると、前回言ったとおり来年4月から販売開始なので項目だけは作っておきたい。決定であるのかどうか難しいところではあると思うが。

このスケジュールで行くと、最終決定というのは、総務大臣の同意の段階で最終決定という認識か。3月議会でOKとなったので初めて総務大臣の同意。最終的には6月見込みで、そこから動き出すのが正解か。

◇会長

村議会で可決をいただいても大臣同意を得ないと、この条例が施行されないということ。総務大臣の同意を得て初めてこの条例が生きてくるということになっている。

◆意見

おそらくこのスケジュールでいくと、6月に決まったとして、そこからシステムに商品の内訳を入れるとすると、おそらく8月か9月くらいからシステムで徴収できるようになるので、4月～8月に予約をされた方の徴収方法をどのようにするかというところが少し課題になってくる。

終了